

有機飲食料品に係る主務大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準

認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項第 1 号（法第 36 条において準用する場合を含む。）の主務大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表 1 認証を行う機関に関する基準

農林物資の種類	基準
有機農産物	ISO/IEC 17065
有機飼料	
有機畜産物	
有機藻類	
有機加工食品	

制定等の履歴

制 定 令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 30 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 30 号  
令和 4 年 10 月 1 日から施行する。